# 令和 7年度

## 昭和農業振興地域整備計画の変更理由書

## 整備計画の変更を行う理由

昭和村では、農業経済事情の変動その他情勢の推移により法第13条 1項に基づき整備計画を変更する必要が生じたので今回やむを得ず 整備計画の変更を行う。

地 域 名 昭和地域

群馬県利根郡昭和村

#### 1 農業振興地域整備計画を変更する理由

今回、地域農業者の意向の把握を行うために受け付けた除外の申し出を踏まえ、経済事情の変動その他情勢の推移による住宅等の個別開発ニーズに適切に対応する必要があると 判断されることから、昭和農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更を行うものです。

#### 2 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する理由

## (1)農用地区城への編入

Na 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	緇入後の用途	編入する理由	根拠条項
1  昭和桂大字川獅字原3879番	- #	1, 732	191	県営添属西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
2 昭和杜大字川新字原3884章 3 昭和杜大字川新字原3900章 4 昭和杜大字川新字原3904章	翅	588	捌	思営派威西藤土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号該当
3 関和村大字川鎖字原3900番	- 20 -	687	排	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
4  昭和杜大学川獅学原3904番。	31	1.047	畑	県営赤城西麓上地改自事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
5 昭和4大字川新字原4533番2 6 昭和4大字川新字原甲4533番 7 昭和4大字川新字原甲4535番2	畑	542	- 191	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号选当
6 開和杜太宝川鎮宝原里4533番。	- 25	2, 555	- 28	思営流統西離土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号数当
7 183 104 1 A 1-71 100 T-100 C-1030 (b-2	畑	376	- 18	県営派城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号拨当
8 昭和村大字川前字版4535番2	想	730	規	県営流版西麓土地改り事業を実施したいため	徒第10条第3項第1号該当
9 昭和杜大字川和字原刊4535番 10 昭和杜大字川和字原乙4536番	39	6, 376	.0	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	伍第10条第3项第1号裁当
10   隔相性人主用制工限品4535章	- 4	317	121	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	使第10条第3项第1号核省
11 昭和杜太字川鎮字原甲4536番	班	5, 699	力	県営赤岐西麓土地改自事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
12 昭和井大学川新学成4537番1 13 昭和井大学川新学成4537番2 14 昭和井大学川新学原4537番4	畑	3, 023	柳	県営赤城西麓土地改身事業を実施したいため	<b>捷第10条第3項第1号該当</b>
13 186和打入工机制工图4537重2	(1)	235	烟	弘发志城西麓十地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号裁当
14  昭和年大王川朝王原4537董4	烟	34	- 18	県営赤城西麓十地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号兹当
15	- 畑	5, 428	捌	県営売城西藤土地改身事業を実施したいため	法第10条第3项第1号续出
15 1影和打入土川加土県里4538年2	加	347	切	県対赤城西麓土地改自事業を実施したいため	法第10条第3项第1号技书
17 188和杆大子川和子原乙4538番	畑	317	- 126	県営赤城西雄土地改良事業を実施したいため	徒第10条第3項第1号該当
18  昭和大学   前学館  14539番1   19  昭和共大学  新学院  14539番2   20  昭和共大学  新学院  14539番2		509		県党赤城西麓十地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号故当
19 1934年 大子川加子県中4539番2	班	390	(3)	県営赤城西藤土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号政当
29 1以中任大王川和王原乙4539卷	捌	363	49	県営赤城西麓土地改自事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
21 日於和刊大学月1報学原4540番1	畑	901	- 10	県営赤城西麓十地改身事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
22 昭和村大学川新学原4540番2	畑	506	加	県営赤城西麓十地改良事業を実施したいため	信第10条至3项第1号技当
23 昭和十天字川韜字原乙4545番 24 昭和十天字川韜字原甲4545番	ノカ	512	划	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	佐第10年第3項第1号該書
24 1昭和日太子川和子原里4545番	- 4	932	19 19 18	県営赤城西麓土地改自事業を実施したいため	徒第10条第3項第1号該当
25   昭和村大字川瀬字原4546番	加加	1, 788	俎	県営赤城西藤十地改り事業を実施したいため	法第10条第3项第1号拨当
26 昭和村天字川劉字原4547番 27 昭和村大字川額字原4548番」	排	1,940		県営赤城西雄土地改良事業を実施したいため	徒第10条第3項第1号該当
27  昭和杆大字川和字原4548番1	- 期	2, 290	畑	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法第10条第3项第1号故当
28 昭和村大字川新字原4548番2	規	654	姐	思党赤城西麓十地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号结当
29 1股和杆大字川狮字原4549番	338	2, 178	30	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
29 昭和月大字川前字原4549番 30 昭和月大字川前字原4550番 31 昭和月大字川前字原4551番	規	4, 284	338	県営赤城西雄十地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号结当
31  昭和日大学川和学原4551番	期	4, 403	圳	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	佐第10条第3項第1号該当
32   昭和月大学川新学成4552帯 33   昭和月大学川新学原4553帯1 34   昭和月大学川新学原4553帯2	319	4, 323	19 19 19	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	徒第10条第3項第1号該当
33 [昭和村大字川額字原4553番1	規	1, 438	畑	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	抚第10条第3项第1号故事
34 1昭和杆大字川額字原4553番2	划	1, 4341	畑	1県対赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号接当
35 TBO MEET A CE HI SHOZ HI Z A 554280	規	393	畑	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号該当
36 1昭和村大学川額学原甲4554番		2, 763	331	県営赤城西麓土地改り事業を実施したいため	法第10条第3项第1号被当
36 昭和4大字川前字原甲4554番 37 昭和4大字川前字原乙4555番 38 昭和4大字川前字原甲4555番	規則	403	划	県営赤城西藤土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号线当
38  昭和村大字川獅字原甲4555番	39	2, 4361	ᆀ	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	佐第10条第3項第1号拨当
39 180 (10 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1	期	3, 114	333	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1分該当
40 昭和科大学川新学原4557番2 41 昭和科大学川新学原4558番1	到	2,066	加	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
41 [昭和杆大子川和子原4558番]	- 川	4, 785	胡	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号续当
42 昭和村天字川獅字原4558番2	畑	407	239	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号接当
43 昭和杜大学川額学原4559番1 44 昭和杜大学川額学原4559番3	划	832	339	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	供第10条第3项第1号歧当
44  昭和村大学川獅学原4559番3	規	. 43	烟	県営赤城西麓土地改自事業を実施したいため	法第10条第3项第1号拨当
45 昭和村大字川新字赤城山3915番	畑	1, 676	担	県営赤城西藤十地改自事業を実施したいため	佐第10条第3項第1号該当
46 昭和村大字川獅字赤城山3916番	划	1, 299	划	県営赤城西雄土地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
47 昭和科大学川額字赤城山3919番 48 昭和村大学川額字赤城山3924番	祖	1, 3651	胡	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
48 1照刊杆大学川額字赤城山3924番	畑	1, 322	姐	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	拉第10条第3項第1号該当
49 昭和村天字川獅字赤威山3928帯	畑	1,580	坳	県営港城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号按当
50 昭和村大学川新字赤城山3930番 51 昭和村大学川新字赤城山3933番 52 昭和村大学川新字赤城山3937番	畑	1.170	加	県営赤城西藤十地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号該当
51  昭和杆大学川額字赤城山3933番	加	1, 176	报	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
52 1照初杆大字川獅字赤城山3937番	増	1, 285	翅	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号接当
53 日於和村大学川朔学赤城田3938番	畑	1, 328	規	県営赤城西麓十地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
54 昭和杜太宇川額字赤城山3939番 55 昭和杜太宇川額字赤城山3940番	加	1, 2761	加	弘党赤城西韓十地改身事業を実施したいため	法第10条第3项第1号按当
55  昭和杆大字川額字赤城山3940番	湖	1,051	131	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	店第10条第3項第1号該当
58 [[[((4))4t*+t*+(2)][[[20](2)]3:b0:[[(3044)2:]]	- 18	4, 276	抽	県営赤城西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
57  昭和科大字川額字赤城山3945番1	加加	3, 113	划	県営赤城西麓土地改身事業を実施したいため	法第10条第3项第1号数当
58  昭和村大学川額字赤城山3945番4		19	抽	県営赤城西雄土地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号拉当
57	畑	4, 234	Jill .	県営赤城西蘭土地改良事業を実施したいため	店第10条第3項第1号該当
60  昭和杆大学川額字赤城山3979番	333	12, 165	738	県営赤城西麓土地改身事業を実施したいため	法第10条第3項第1号該当
60 昭和科大学川新学赤城山3979番 61 昭和科大学川新学赤城山3980番	抽	1, 983	100	県党赤城西藤十地改良事業を実施したいため	法第10条第3項第1号数当
62   昭和村大字川留字赤城山4007番	-200	2, 433	- 18	思党素域西麓土地改良事業を実施したいため	法第10条第3项第1号故当

※根拠条項欄中の「法」とは「農業振興地域の整備に関する法律」、「令」とは「同法施行令」、「規則」とは「同法施行規則」をいう(以下同じ)。

## (2) 農用地区域からの除外

No.	土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	除外後の用途	除外する理由	根拠条項	
1	昭和村大字糸井字太夫718番	畑	601	一般住宅用地	利用者が一般住宅を設置しようとするものであり、必要かつ適当で規模も妥当であ り、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること、果 部に 隣接した土地であり農川地の集団化、農作業の効率とかの農業上の利用に支障 を及ぼすおそれがないと認められること、 隣以の土地改良施証の有する機能に支障 を及ぼすおそれがないと認めれること、 及び土地改良尊鉱区の有する機能に支障 と及ぼすおそれがないと認めれること、 及び土地改良尊鉱区の有い、後年、年後 には、ことから、 送第13条第2項各号の要件をすべてを協定すと判断されるた の、農用地区域から除外とより	法第13条第2項 各号該当	
2	昭和村大字糸井字下阿曽7799番	田	283	車両置場用地	利用・新が車両覆場を拡幅しようとするものであり、必要かつ適当で規模も妥当であり、農川地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること、集 第に隣接した土地であり農川地の集団は、農作業の効率化やの農業上の利用に支障 を及ばすおそれがないと認められること、周辺の土地改良縁訟の有する機能に支障 を及ばすおそれがないと認められること、周辺の土地改良縁訟の有する機能に支障 を及ばすれれがないと認めれること、及び土地改良鼻薬で、後8年未発過の土地 ではないことから、注第13条第2項各号の要件をすべてを構たすと判断されるため、 、農用地区域から除外上ます。	法第13条第2項 各号該当	
	昭和村大字橡久保字塚田577番2	田	15		利用者が自宅庭用地を拡幅しようとするものであり、必要かつ適当で規模も妥当で		
2	昭和村大字橡久保字塚田578番1	III	31	· ·	あり。費用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること、 東落に特徴した土地であり農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支	法第13条第2項	
3	昭和村大字橡久保字塚田579番3	田	3	自宅庭用地	降を及ばすおそれがないと認められること、周辺の土地改良施設の有する機能に支 除を及ばすおそれがないと認めれること、及び土地改良事業完了後8年未経過の土	各号該当	
	昭和村大字橡久保字塚田581番1	田	161		地ではないことから、法第13条第2項各号の要件をすべてを満たすと判断される ため、費用地区域から除外します。		
4	昭和村大字森下字弁財天247番1	畑	390	一般住宅用地	利用者が一般住宅を設置しようとするものであり、必要かつ適当で規模も委当であり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること、集落に隣接した土地であり農用地の乗田化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障	法第13条第2項	
9	昭和村大宇森下宇弁財天247番3	大字森下字弁財天247番3 畑 110		一败世毛用地	を及ぼすおそれがないと認められること、周辺の土地改良施設の有する機能に支除 を及ぼすおそれがないと認めれること、及び土地改良事業完了後8年未経過の土地 ではないことから、法第13条第2項各号の要件をすべてを満たすと判断されるた め、農用地区域から除外します。	各号該当	

#### (3) 農用地区域内における用途変更

Na 土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変更前の用途	変更後の用途	用途変更する理由
1 昭和村大字系井字新南原5877番1	畑	4, 825. 0	洲	農業用施設用地	果出荷所
2 昭和村大字条井字新南原5877番2	畑	4, 366, 0	畑	農業用施設用地	集出荷所
3 昭和村大字条井字新南原5877番3	洲	955, 0	- J3H	農業用施設用地	集出荷所
4 昭和村大字森下字松之木平3285番1	娥	17, 510, 0	畑	農業用施設用地	堆把合

加加	地区域への福入   118,871,00 ㎡	
111 31	กร์	
植園地計	nf	
合計	118, 871, 00 m	
(2) 農用	地区域からの除外	
烟二計	1, 101 m	
HI SE	493 mf	
計劃地計	nf	
会計	1, 593, 61 mf	
(3) 用高	変更 (農業用施設等)	
tel est	27, 656, 00 mf	
0) 11-	nf	
机机物排	mf	
会計	27, 656, 00 m	

## 第1 農用地利用計画の変更

#### 1 農用地利用計画を次のとおり変更する。

単位:ha

			変 更	内 容			
地区区域	区域	変更前	変更後	農用地区域		増 減	備考
10004				から除外す			בי מוע
		の面積	の面積	る面積	する面積		
A — 1	糸井地区	268. 42	268. 33	0. 09		△ 0.09	
A-2	貝野瀬地区	203. 80	203. 80			0. 00	
A-3	生越地区	152. 68	152. 68			0. 00	
A-4	赤城地区	328. 38	328. 38			0. 00	
A-5	開拓地区	340. 35	340. 35			0. 00	農業用施設用地 1.01ha
B-1	橡久保地区	94. 56	94. 54	0. 02		△ 0.02	
B-2	森下地区	195. 57	195. 52	0. 05		△ 0.05	
B-3	川額地区	205. 46	217. 35		11. 89	11. 89	
B-4	松ノ木平地区	153. 01	153. 01			0. 00	
B-5	赤城原地区	330. 78	330. 78			0.00	農業用施設用地 1.75ha
計		2273. 01	2284. 74	0. 16	11. 89	11. 73	

注:単位はhaとし、小数点以下第2位まで表示する。

なお、「増減」欄が減少の場合は、数値の左に△で表示する。

## 2 農用地区域の概要

## (変更前)

農振区域内において、農用地等約 2,273.01 haについて農用地区域を設定し、 うち約 2,191.32 haを農地、 39.00 haを採草放牧地及び約 42.69 haを 農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。

## (変更後)

農振区域内において、農用地等約 2,284.74 haについて農用地区域を設定し、 うち約 2,203.05 haを農地、 39.00 haを採草放牧地及び約 45.45 haを 農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。

項目	農用地		la H h				混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以 外の山林原 野	その他	合計
		農地	æ	畑	樹園地	採草放牧地					
行政区域	2, 547. 30	2, 508. 30	89. 80	2, 064. 50	354. 00	39.00	0, 00	45, 40	1, 872, 60	1, 948. 70	6, 414. 00
農振区域	2, 547. 30	2, 508. 30	89. 80	2, 064. 50	354.00	39. 00	0.00	45. 40	1, 872. 60	735. 40	5, 200. 70

注:小数点以下第2位まで表示する。

(付表 2)

(単位: ha)

	41								No pe	農業田佐	混牧林地以 外の山林原		
項		B	農用地	農地	田畑		樹園地	- 採草放牧地	混牧林地	農業用施 設用地	外の山林原 野	その他	合計
	相	変更前	2, 228. 52	2, 189. 52	34. 93	1, 848. 59	306. 00	39. 00	0.00	42. 69	1. 80	0.00	2, 273, 01
農用地	現況	変更後	2, 239. 25	2, 200. 25	34, 88	1, 859. 37	306. 00	39. 00	0, 00	45. 44	1. 80	0.00	2, 286. 49
農用地利用計画	用途	変更前	ω.	2, 191. 32		-	=	39.00	0.00	42. 69	-	-	2, 273. 01
	用途区分	変更後	£	2, 202. 05	<del>111</del> 6	1555	/ <del>=</del> -	39. 00	0.00	45. 44	=	.s <del></del> :	2, 286, 49
設		更前 6)	87. 5	87. 3	38. 9	89. 5	86. 4	100, 0	0: 0	94. 0	0.1	0. 0	43. 7
設定率	変5	更後	87. 9	87. 7	38.8	901	86. 4	100. 0	0.0	100. 1	0.1	0.0	44. 0

注1 の小数点以下第2位まで表示する。

注2:「混牧林地」の面積は、農用地利用計画で混牧林地を農用地区域に設定している嬬恋村及び甘楽町のみ記入する。

注3:現況欄は、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査の表4の農用地区域面積と一致させること。

注4:用途区分欄は、市町村農業振興地域整備計画における農用地区域の設定方針に基づく農用地区域の面積を記入する。

注5:現況及び用途区分の合計面積は一致させること。

注6 設定率は、(農用地利用計画(現況)) ÷ (農振地域)とし、小数点以下第1位まで表示する。

# 令和7年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況 [令和7年11月18日時点]

昭和農業振興地域(昭和農業振興地域整備計画)

(群馬県昭和村)

#### 記入上の留意点

- 1. 調査対象期間は、1月1日から同年12月31日までとする。 2. 面積はha単位とし、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記載する。 率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記載する。
- 用語の定義

  - 「法」とは、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)をいう。 「令」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)をいう。 「規則」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号)をいう。 「農用地」とは、耕作の目的以は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(法 第3条第1号に規定する農用地)をいう。

  - の 「農地」とは、耕作の目的に供される土地(規則第4条の2第1項第1号イに規定する土地)をいう。 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(規則第4条の2第1項第1号ロに規定する土地)をいう。 「混牧林地」とは、農用地区域内の土地で、木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(法第3条第2号に規定する土地)をいう。

  - 「農業用施設用地」とは、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設(規則第1条各号に掲げる施設に限る。)の用に供される土地(法第3条第4号に規定する土地)をいう。
  - 「基盤整備」とは、農業用用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓、客土、暗きょ排水等の事業 (規則第4条の3第1号イからホまでのいずれかに該当する事業)をいう。
  - 「農地(耕地)」とは、耕地(耕地及び作付け面積統計で定義する「耕地」)をいう。
  - 「荒廃農地」とは、現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となって いる農地(荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の対象の農地)をいう。

  - (14)
- 「田」とは、たん水かんがい設備(用水源、用水路及びけい畔)を備える農地をいう。 「畑」とは、農地のうち、田及び樹園地を除いたものをいう。 「樹園地」とは、農地のうち、木本性作物を栽培するものをいう。 「基本方針」とは、法第4条に基づき都道府県が定める農業振興地域整備基本方針をいう。 「基本指針」とは、法第3条の3第1項の規定に基づき変更した、農用地等の確保等に関する基本指針(平成27年12月24日公 表)をいう。

2

確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況 項 目	面積等
農用地区域内農地(耕地)面積の目標値 (目標年:令和12年)	2, 171. 7 ha
の農用地区域内農地(耕地)面積の基準値 (基準年:令和元年)	2, 190.8 ha
: 当該年の農用地区域内農地(耕地)面積	2, 198. 4 ha
1 前年の農用地区域内農地(耕地)面積	2, 190. 3 ha
e 当該年における農地(耕地)面積の増減(el-e2+e3-e4+e5-e6+e7-e8)	9.0 ha
e1 農用地区域へ編入した農地(耕地)面積	11.9 ha
e 2 農用地区域から除外した農地(耕地)面積	0. 2 ha
e 3 荒廃農地の再生面積	— h
e 4 荒廃農地の発生面積	— h
e 5 用途変更による増加面積	i—i h
e 6 用途変更による減少面積	2. 8 h
e7 その他の増加面積 〔(c - d) - (e1-e2+e3-e4+e5-e6) ≧ 0の場合〕	s=s h
e8 その他の減少面積 〔(c - d) - (e1-e2+e3-e4+e5-e6) < 0の場合〕	- h

#### 記載等注意

- (1) 「a 農用地区域内農地(耕地)面積の目標値」欄は、基本方針に記載された農用地区域内農地(耕地)面積の目標面積を記載する。

- (1) Ia 展用地区域内農地(耕地)面積の目標値」欄は、基本方針に記載された展用地区域内農地(耕地)面積の目標面積を記載する。
   (2) 「b 農用地区域内農地(耕地)面積の基準値」欄は、基本方針に記載された農用地区域内農地(耕地)面積の基準年の面積を記載する。
   (3) 「e 当該年における農地(耕地)面積の増減」欄は、「農地(耕地)面積の前年からの増減(c-d)」と整合を図る。
   (4) 「e1 農用地区域へ編入した農地(耕地)面積」欄は、「7. 農用地区域への編入の理由別面積」の「うち農地(耕地)」の合計面積を、「e2 農用地区域から除外した農地(耕地)面積」欄は、「8. 農用地区域からの除外の理由別面積」の「うち農地(耕地)」の合計面積を、「e2 農用地区域から除外した農地(耕地)」の合計面積を
- 「e2 農用地区域から除外した農地 (耕地) 面積」欄は、「8. 農用地区域からの除外の理由別面積」の「りち農地 (耕地)」の合計面積をそれぞれ記載する。
  (5) 「e3 荒廃農地の再生面積」欄及び「e4 荒廃農地の発生面積」欄は、「6. 農用地区域内の荒廃農地の編入・除外等の状況」の「e再生等の「うち再生」」及び「d発生等の「うち新規増加」」の面積をそれぞれ記載する。
  (6) 「e5 用途変更による増加面積」欄及び「e6 用途変更による減少面積」欄は、「5. 農用地区域内の農用地等の編入・除外等の状況」の「c用途変更(増一減)の「増」」、「c用途変更(増一減)の「6. 農用地区域内の荒廃農地の編入・除外等の状況」の「c用途変更(増一減)の「増」」、「c用途変更(増一減)の「減」」から「6. 農用地区域内の荒廃農地の編入・除外等の状況」の「c用途変更(増一減)の「増」」、「c用途変更(増一減)の「減」」を差し引いた面積をそれぞれ記載する。
  (7) 「e7 その他の増加面積」及び「e8 その他の減少面積」欄については、「農地 (耕地) 面積の前年からの増減(c-d)」のうちe1~e6の要因によらない面積の合計が、正の値であれば「e7 その他の増加面積」に、負の値であれば「e8 その他の減少面積」に記載する。

#### 令和7年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

	THE PART OF THE PARTY OF THE PA	100.70.00
地方農政局等名關東農政局	市 町 村 名   昭和村	農業損興地域名 昭和農業振興地域
部 府 県 名群馬県	市町 村 番 号 31044800	整 備 計 詢 名 昭和秦東縣與地域整典計畫
	/	

#### 4 農業振興地域内の農用地等の面積

	The market			農	)		地	※ 上思	k=前年。下	農業用	混牧林地		_
区分	地目等	総面積	01	湖	地图地		採 草 放牧地	äł	混牧林地	施設			その
\$ FEI HILLI	区域内用途区分	2, 273. 8	101	7/1	199 190 781	2, 192. 2	39.0	2, 231.	2 -	42.6		AEC B 57580	
2/11/201	区域F1/II)座区/J	2, 286.5				2, 202, 1	39.0	2, 241.	1 -	45. 4			
	農業振興地域	5, 199, 0		2,067.1	354.0			2, 550		42.6			73
		5, 200. 7		2,064.5		2,508.3		2, 547.		45.4	1,872.6		73
	農用地区域	2, 273. 8		1,850.8		2, 192, 2		2, 231.		42 6	-		
	Santa Santage	2, 200, 3		1, 850, 5		2, 190, 3	39.0	2, 239	3] –	45. 4	1.8	1.8	
	農地(耕地)			1, 859, 1		2, 198, 4							
	基盤整備			1, 734, 6		1, 768. 2							
	济み			1,744.3		1, 777.4							
- 1	基盤整備		0.2	115.9		422.1							
	未実施		0, 2	114.8		421.0		_					
	荒廃農地 (A分類)		1.6	0.3		1, 9							
- 1	基盤整備		1.6	0.3		1, 9	_						
	济み	/	1.6	0.3		1, 9							
B 20	基盤整備		25	-	-	11.0			_				
見況	未実施			-	-	-10			_				
	農振自地地域	2, 925. 2	54.9	216.3		319. 2	-	319.	2 -	-	1, 870, 8	0.3	73
	W.C. 200, 113-107-107-000	2,914.2	54.9	205.1		308.0	-	308.	- 10	-	1, 870. 8	0.3	73
- 1	農地(耕地)		53.9	215.7		317.6							
- 1			53.9	204.5		306.4							
- 1	基盤整備 済み	/	- = 1								_		
	基盤整備		53.9	215.7		317. 6							
- 1	未実施	/	53. 9	215.7		317.6							
	荒廃農地		1.0	0.6	-	1.6							
	(A分類)		1.0	0.6		1.6							
- 1	基盤整備		:	-	-		7				1555		
	済み		1	-	-								
	基盤整備	/	1.0	0.6		1.6							
己被等	未実施		1.0	0.6	-	1.6		_	_				

※12月31日を基準に上段の前年を入力

地域指定年月日 昭和45年9月25日 計劃策定年月日 昭和46年12月27日 現行計画額定年月日 甲載23年12月27日

変更 地域指定年月日 昭和45年9月25日 計画策定年月日 昭和46年12月27日 現行計画開定年月日 帝和4年8月26日

- (1) 面積は、法第12条第1項(第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公告した農板整備計画の面積等とし、当該年の12月1日時点の面積を記載する。
   (2) 「農用地区域内用途区分」欄の総面積と「現況」欄の農用地区域の総面積は、一致させる。
   (3) 「現況」欄の「農用地区域」欄の「その他」欄には、どの地目等にも該当しないもの(雑種地、耕作道・用水路などの土地改良施設等)を記載する。
   (4) 「現況」欄の「長張白地区域」欄の「その他」欄には、どの地目等にも該当しないもの(転用された土地等)を記載する。
   (5) 「現況」欄の「基盤整備済み」欄には、基盤整備を実施した面積及び現在事業実施中の面積を記載する(用排水施設等の線的施設の受益地を含む。計画策定中の場合は対象としない。)。

#### 9. 集団的に存在する農地の規模別基盤整備事業の実施状況別面積

										※ 上段:	- 前年、下	受=当該	年		(111.62	t ha)	
規模等		2 O h	aLL		1 0 ~ 2 0 ha					1 0 h	未满		農地面積計				
1	基盤整備 実施済み	14. 5	未実施	計	基盤整備実施済み		未実施	計	基盤整備		未実施	計	基盤整備		未実施	計	
土地の区分	火地が	うち、区 画整理等 実施済み			大旭併み	うち、区 画整理等 実施済み			実施済み	うち、区 画整理等 実施済み			実施済み	うち、区 画整理等 実施済み			
農用地区域内	1, 653, 4	1,653.4	153.6	1,807.0	72.4	72.4	32.3	104.7	44.3	28. 3	236. 2	280_5	1, 770.1	1.754.1	422.1	2. 192. 2	
農地	1,651.0	1, 650, 8	153.3	1.804.3	72.0	71.8	32.3	104.3	56.3	27. 8	235, 4	291.7	1.779.3	1, 750, 4	421.0		
農地(耕地)	1, 653. 4	1,653.4	153.6	1,807.0	72.4	72.4	32.31	104.7	42.4	27.1	236. 2	278. 6	1, 768, 2	1, 752.9	422, 1	2, 190, 3	
是至4四(4777四)	1,651.0	1,650.8	153.3	1,804.3	72.0	71.8	32.3	104.3	54. 4	26.6	235.4	289.8	1, 777, 4		421.0		
荒廃農地								-	1.9	1.2	_	1. 9	1.9	1. 2	-	1.9	
(A分類)	-	-	7 -	- 5	<del>**</del> 5	-	-		1.9	1.2	1	1. 9	1.9		-	1.9	
農振白地地域				-		-	-	= 0	-	-	319. 2	319.2	-		319.2	319. 2	
内農地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	319.2	319.2	-		319. 2	319.2	
農地(耕地)				-						-	317.6	317. 6	-		317.6	317.6	
100.770	-	-	75-	-	#:		-		-	-	317.6	317.6	27	-	317.6	317. 6	
荒廃農地				-				-	-	-	1.6	1.6	==		1. 6		
(A分類)	-	-		-	77.	್ಷಕ	-	-	3.71	-	1.6	1.6		199	1. 6	1.5	

#### 記載等注意

- 級等注意 (1)集団的に存在する農用地の規模の判断は、道路、鉄道、その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等で区切られた区域で判断するが、通作等に支障が 生じないものである場合には、一団の土地とする。 (2)集団的に存在する農用地の規模の範囲は、農用地(田、畑、樹園地、採草放牧地)により定め、面積は、農地(田、畑、樹園地)の面積を記載する。 (3)「うち、区画整理等実施済み」とは、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓、客土、暗きよ排木等の事業(規則第4条の3第1号ロからホまでに掲げる 事業)をいう。 (4)「農地面積計」欄の「基盤整備済み」及び「未実施」の各面積は、「6。農業振興地域内の農用地等の面積」の「基盤整備済み」及び「基盤整備未実施」の 面積とそれぞれ一致させる。